

「経済の電子化に伴う課税上の課題に関するコンサルテーションペーパー」の概要

[2019年2月13日公表]

背景

- 2018年3月のG20財務大臣会合(於:ブエノスアイレス)に、OECDが「経済の電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」を提出。2020年までに国際的合意に基づく長期的解決策のとりまとめに向け、国際課税原則の見直し実施に合意(2019年にG20に進捗報告)。

ペーパーの概要

- 経済の電子化に伴う課税上の課題に対し、次の2つの柱を含む長期的解決策の検討を進めることで合意。
 - ✓ 1つ目の柱: 市場国又はユーザー所在国に対しより課税権を配分する観点から、ネクサス原則(各国の非居住者たる企業に対する課税権の決定ルール)及び利益配分原則(課税対象所得の算定及び配分ルール)を以下のいずれか(又は複数)の概念を踏まえ改定。
 - ①ユーザーの参加 (user participation・英国案)
 - ②マーケティング上の無形資産 (marketing intangibles・米国案)
 - ③重要な経済的存在 (significant economic presence・インドなどの途上国案)
 - ✓ 2つ目の柱: 無税又は軽課税国への利益移転というBEPSの残された課題に対応する観点から、一定水準以下の実効税率を課している無税又は低税率国に所在する支店・子会社に対する所得合算ルールとこれらの国に所在する関連者への税源浸食的支払いについて損金算入を否認するルールの2つを導入。

主な日程

- 2月13日～3月6日 コンサルテーションペーパーに係る意見募集。
- 3月13・14日 OECDにてパブリックコンサルテーションを開催。
- 今後、2020年までの詳細な作業計画を作成し、OECDが6月のG20財務大臣会合(於:福岡)にて進捗状況を報告。